

平成 29 年 10 月 25 日

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会御中

北海道大学大学院 法学研究科教授
田村 善之

データ利活用の促進に向けた制度について（意見）

事務局の案に基本的に賛成する。

ただし、転得者が規制される主観的要件に関して、現在の事務局案は「悪意又は重過失」となっているが、営業秘密よりも広汎なもの含みうるデータに関する取引の安全を重視し、重過失に対する規制を落して「悪意」に絞るべきであると考える。